



志學館大学法学部  
法律学科 助教授  
**新垣 修**

あらかきおさむ  
元UNHCR法務官  
補。

# 難民認定を行う者の法的義務

## 「Z事件判決」

### 難民法 第6回

難民問題に精通した日本の弁護士や専門家の間で、Z事件として知られる難民の事件があります。これは、1998年に難民の地位の不認定処分を受けたミャンマー国籍のZ氏によって、翌年、東京地方裁判所で提起され、「原告（Z）が難民条約上の難民（以下、条約難民）か、彼を保護する義務が日本にあるのか」どうかが真正面から争われた事件です。訴訟開始から3年以上が経過した昨年、この事件は、異例の展開を見せました。結審寸前になって、被告（法務大臣）が不認定処分を撤回する形で、原告に難民の地位を認めたのです。これを受け、原告は国家賠償請求事件に切り替え、「条約難民ではないという判断は違法で、これによって自分は損害を被った」と主張し、国に対して損害賠償と補償を求めたのです。

今年4月の東京地方裁判所の判決は、原告の訴えの大方を認めるものでした。今回のコラムでは、この訴訟の重要な争点、「難民認定を行う者（以下、認定者）の法的義務」についてお話します。裁判所は、これまでの日本の難民判決では見られなかった大切なことを説示しています。

まず、条約難民であることを証明しなければならないのは誰か、つまり、立証責任を負うのは誰かという問題です。東京地方裁判所は、難民の地位の申請者（以下、申請者）がまず、条約難民であるという証拠を出さなければならないと述べています。この見解は、従来の難民事件判決や一般の訴訟における考え方と変わりません。しかし、これで終わらなかったところが、Z事件判決が重要である所以です。申請者に証拠提出の義務があるのと同時に、認定者にも一定の調査

義務がある、という新しい考えが、この判決では示されたのです。たとえば、迫害を恐れて逃亡しようとする条約難民が、難民性を示す証拠を全て準備して出国するなど普通考えられません。それどころか、自分や家族の身の安全を考え、難民性を徴する資料や情報を全て処分してから出国するケースも少なくないのです。

また、難民認定においては、申請者の主張が真実かどうかの見極めを難しくするコミュニケーション上の障害（通訳や異文化を背景とした誤解の発生や申請者の心的外傷など）も多々あります。このように、条約難民は普通人と比較して特殊な状況に置かれるわけですから、認定者が申請者の主張の裏づけをとったり補充するのがむしろ適切、というのが裁判所の見解の根拠です。

また、東京地方裁判所は、認定者が調査義務を果たす方法として、申請者の供述などに矛盾点や疑問点を感じるところがあれば、認定者は、認定手続中、申請者に釈明の機会を与えなければならないと再三強調しています。たとえば、Z事件の被告は、「原告が本国で身の危険を感じながら政治活動を続けたのは不自然である」と指摘し、これを原告の供述を疑う理由のひとつに挙げていました。しかし、「不自然である」というこの断定が正しいと仮定すると、歴史上実在した人物も含め、迫害の恐怖の下で政治活動に従事していた者は全員、不自然な存在となるでしょう。平和の中で日々生活している者の個人的感覚や常識が、政治的信念に命をかけている者に常に共有され

るわけではないのです。裁判所は、不自然に思える部分を原告に告げ、釈明を求め、その説明を慎重に評価吟味すべきだったと説いています。釈明の機会がきちんと保障されていれば、常識や感覚も相対的でしかないということに認定者が気づき、ひいては誤解や専断を防ぐこともある程度可能でしょう。

ここで、Z事件判決が出された背景や要因に少し触れておきたいと思います。言うまでもありませんが、人間としての尊厳回復と難民としての権利を一貫して主張してきた原告の苦境は私たちの想像をこえるもので、彼の決意と努力なくして、Z事件判決が生まれることはなかったでしょう。また、忘れてはならないのが、原告側弁護団の調査活動です。弁護団は4年間にわたり、研究者の協力のもと、諸外国における難民判例などを徹底して研究し、その分析結果を訴訟で活用してきたことです。そして、ニュージーランドの難民認定異議審査機関の責任者が、原告側の証人として来日し、法廷で、認定者の義務を含めニュージーランドの実践を詳細に証言しました。Z事件判決の中で示された立証責任の実質的分担や釈明の機会の必要が、北米諸国、豪州そしてニュージーランドなどの判例や国家実践で示されてきたことと同質なのは、どうやら偶然ではなさそうです。

被告が控訴したため、Z事件判決は確定しておらず、今後の司法の動向が注目されます。また、国家賠償請求事件という性質もあってか、東京地方裁判所の判決は、立証基準、適正手続、条約難民の解釈までは踏み込んでおらず、これらは日本の難民司法の課題として残されたままです。ただ、今回の判決の内容が、日本の認定者が行うべきことを再考する上で価値を持つことは間違いのないでしょう。



最近開催された弁護士の研修会でもZ事件が紹介されました。  
写真提供：近畿弁護士連合会 人権擁護委員会